

## 高機能消防指令センター保守管理業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、南越消防組合（以下「当組合」という。）が使用する高機能消防指令センター（以下「指令システム」という。）の機能を維持管理し、間断なき指令通信業務を実施するため、指令システムの保守管理に関する業務を委託し、障害発生の未然防止を図るとともに、障害発生時の迅速な指令システム復旧を目的とする。

### 2 業務場所

(1) 南越消防組合消防本部、中消防署	越前市千福町126番地
(2) 南越消防組合東消防署	越前市西桜尾町18-7-2
(3) 南越消防組合東消防署池田分署	今立郡池田町稻荷35-2-1
(4) 南越消防組合南消防署	南条郡南越前町湯尾14-4-2
(5) 南越消防組合南消防署河野分署	南条郡南越前町今泉18-31

### 3 業務期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（3年間）

### 4 保守管理業務対象機器

保守管理業務の対象機器及び保守管理の種類は、別紙1-1「高機能消防指令センター構成機器一覧表」のとおりとする。

### 5 保守管理業務の従事者

保守管理業務に従事する技術者は、指令システムをよく理解し、保守管理業務に熟練した技術優秀なる者をもってこれにあてるものとし、安易に指令システムを理解していない下請業者等をあてないこと。

### 6 保守管理業務の技術基準

指令システムの保守管理については、次の各号に示す法令及びこれに基づく技術基準を充足すること。

- (1) 消防法及びこれに基づく政令
- (2) 電気通信事業法及びこれに基づく政令
- (3) 有線電気通信法及びこれに基づく政令
- (4) 公衆電気通信法及びこれに基づく政令
- (5) 電波法及びこれに基づく政令
- (6) 気象業務法
- (7) 日本産業規格（JIS）
- (8) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (9) 日本電機工業会規格（JEM）

- (10) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (11) その他の関係法令、規則及び規格

## 7 提出書類

受注者は、以下の書類を提出し、当組合の承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 保守管理体制及び緊急連絡表
- (3) 年間保守管理点検計画書
- (4) 保守管理点検作業完了報告書
- (5) 障害対応結果報告書
- (6) 業務完了届

## 8 保守管理業務の範囲

指令システムに関する保守管理業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 障害原因特定  
指令システムに不測の障害が生じた場合は、当組合からの通知によりその障害発生の箇所を切分け、原因と考えられるハードウェア又はソフトウェアを特定する。
- (2) 緊急障害復旧及び報告  
上記の障害原因が特定された場合は、技術者を派遣して必要な障害復旧修理を行う。また、障害対応内容及び結果等を障害対応結果報告書により報告する。

## 9 保守管理業務の方法

指令システムに関する保守管理業務の種類は次のとおりとし、機器ごとに対応する保守の方法については別紙1－1に示すとおりとする。

- (1) 24時間365日によるオンコール受付
- (2) 障害発生時における機器保守対応
  - ア 24時間保守  
原則24時間365日対応とし、概ね1時間以内に現地へ駆けつけ緊急障害復旧修理を行わなければならない。ただし、運用上において、緊急度を要しないと判断される場合は、当組合と協議の上、時間等を調整し対応することとする。
  - イ 平日8時間保守  
土日祝日を除く、平日の9時から17時までの時間帯において、障害が発生した場合に現地に駆けつけ障害復旧修理の対応を行う。
  - ウ スポット保守  
当組合において、機器の修理及び交換等を行う。
- (3) 定期点検及び報告  
指令システムの機能を維持するため、別紙1－2「高機能消防指令センター定期点検項目一覧表」の内容に従い、毎年度内に1回の点検、調整及び部品の交換を行う。また、点検実施後1か月以内に、保守管理点検作業完了報告書を提出する。

## 1 0 保守管理実施時の注意事項

- (1) 保守管理業務を実施するときは、当組合の業務に支障なきよう配慮するとともに、当組合の業務に支障が生じるおそれのある場合は、保守管理業務実施場所の責任者の承認を得たのち開始すること。
- (2) すぐに復旧できない障害が発生した時は、その理由を速やかに当組合に報告し、その指示を受けること。
- (3) 障害等でやむを得ず応急処置したものは、事後において正規の状態に完全復旧させること。
- (4) 当組合は、保守管理業務を行うために必要となる作業場所及び電力等を提供する。

## 1 1 保守管理用部品・消耗品等

保守管理用部品は機器の純正部品とし、やむを得ず純正以外のものを使用するときは、当組合の承認を得ること。

ただし、保守管理用部品又はその同等品の調達が著しく困難となった場合は、あらかじめ文書をもって通知し、双方協議のうえ別途対応するものとする。  
なお、保守管理用部品、消耗品及び故障修繕費は、原則として受注者の負担とする。

## 1 2 使用資機材

- (1) 工具及び機材は、受注者が用意するものとする。
- (2) 保守管理業務を実施するために使用する測定器及び工具等は、保守管理対象機器に適合した機能を有するものとする。

## 1 3 設置場所の変更

当組合は、対象機器の設置場所を変更する場合には、変更後の設置場所及び変更日を30日前までに書面等により受注者に通知するものとする。

## 1 4 責任の所在

- (1) 本契約実施にあたり、特許又は実用新案等第三者の権利となっているものを使用する場合は、その使用に係る一切の責任は受注者が負うものとする。
- (2) 天災、地変その他、受注者の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理は、免除されるものとする。

## 1 5 その他の業務

- (1) この仕様書に明記していない事項であっても、指令システムの維持管理上、必要なものについては、誠意を持って実施すること。
- (2) 修理対応不可能となる障害が発生した場合、バックアップデータ、保守管理用機器及び代替機器等を利用する等し、指令システム運用の早期復旧を行なうこと。
- (3) リモートメンテナンス  
各装置の障害時において、受注者の保守員から申入れがあり、かつ、当組合が必要と認めた場合は、指令システムに接続することにより遠隔にて保守が出来ること

とする。

なお、受注者の保守員は、保守管理業務終了時点において速やかに当組合へ終了した旨の報告を行うこと。

#### (4) 指令台操作教育

職員の定期人事異動に伴い、指令情報課員を対象とした各装置の操作教育及び緊急時の障害対応方法について、業務委託期間内に毎年2回（4月、10月）実施すること。

以 上